

ヒアリング調査結果の概要（1 / 2）

資料2-5

■各事業者に対するヒアリング結果の概要（1 / 2） ※ヒアリングの詳細については別紙参照

検討の論点（15.9.25審議済）		ヒアリング事項	ヒアリングまとめ
【論点1】 エスカレーターの側面からの転落防止対策は、建築行政上、どのように位置付けるべきか。	【論点1-(1)】 エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で規制の対象とすべきものは、どのような使用状態を前提とすべきか。	○エスカレーターにおける「 通常の使用状態 」や「 異常時の使用状態 」の認識について	○「通常の使用状態」とは、 正しいステップ位置に立ち止まり、手すりにつかまった状態が、本来の目的に沿った使用法 であり、建物側としては、その使用法が遵守されることをエスカレーター利用の際の前提条件としているとの意見が多数であったが、建物用途や利用形態によって、その想定は異なるとの意見もあった。
		○「 異常時の使用状態 」への 配慮の有無 や 配慮すべき対象者 の認識について	○「異常時の使用状態」とは、主に「 意図的な行動 」、「 利用制限の不遵守 」、「 不注意 」等に分類され、これらについては、各事業者において、建物用途や利用状況等により、異常時の使用状態を想定し、特に子どもの利用に対しては 既に転落防止対策の様々な取り組み が行われている。
	【論点1-(2)】 エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応するとした場合、階段、バルコニー、吹抜け等における他の日常安全に係る規制との関係をどう考えるべきか。	○ 他の日常安全に係る規定 （吹き抜けに面する階段・バルコニー等）における上記（論点1-(1)ヒアリング事項）の認識	○「通常の使用状態」とは、 常識の範囲内での使用法 （階段は歩いて昇降、バルコニー等の柵に寄りかからない等）で、「異常時の使用状態」とは、「 意図的な行動 」、「 利用制限の不遵守 」、「 不注意 」等に分類される。
【論点1-(3)】 エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応しないとした場合、建築行政としてどのように対応すべきか。		○エスカレーターと他の日常安全に係る規制との 配慮の違い について	○エスカレーターは他の日常安全に係る規定と比べ、可動する機械物であり、 挟まれ等の予想外のリスクに対する配慮 が必要であり、またエスカレーター利用者が 適切な利用法を十分に認識 することが必要である。
		○建築基準法令以外の業界基準やガイドライン等の 遵守意識 について	○各事業者とも、業界基準、ガイドラインともに、 基本的に法令と同様の遵守意識を持っている が、内容によっては建物用途や利用形態に応じて、採用の可否を判断する等、 柔軟な運用を行っている 。
		○ 自主基準の有無 について	○商業施設等では、独自の自主基準が定められている事例が多いが、自主基準がない場合は 建物用途や利用形態に応じて 物件毎に個別に仕様を決めている。
		○転落防止対策に対する 法令規定化の必要性 について	○法令で規定する場合、建物用途や利用形態に応じた 柔軟な運用が難しくなること や、既存不適格となった場合の 既存エスカレーターへの措置が難しい 。

ヒアリング調査結果の概要（2 / 2）

■各事業者に対するヒアリング結果の概要（2 / 2） ※ヒアリングの詳細については別紙参照

検討の論点（15.9.25審議済）		ヒアリング事項	ヒアリングまとめ
【論点2】 エスカレーター側の側面からの転落防止対策として、有効な措置はどのようなものか。	【論点2-(1)】 転落防止板や誘導手すりは、転落防止対策として有効か。また、どのような考え方（方針・基準）に留意して設置すべきか。	○「 転落防止板 」の 有効性 や 設置の際の留意事項 について	○転落防止板の設置実績は多く、心理的な効果（恐怖感の軽減等）を含め、 転落防止対策として一定の有効性 がある。 ○しかし、 転落防止板の仕様は様々 であり、例えば板の強度について、人の衝突荷重等の強度計算は行っていない（見込んでいない）事例が多い。 ※それでも、バランスを崩した際の「つかえ」になることから、 転落防止としての機能は十分に果たしている との認識。 ○転落防止板の仕様が一律に規定された場合、 コスト面や施工上（トラス強度が不足する等）、設置できない事例 が増える。
		○「 誘導手すり 」の 有効性 や 設置の際の留意事項 について	○誘導手すりについては、 利用者の動線確保が設置の主目的 であるため、大規模な商業施設や駅等に設置されることが多く、転落防止板ほどの実績はない。
		○ 既設エスカレーターへの設置 の難易度について	○既設エスカレーターへの転落防止板の設置事例は少ない。理由として、 改修コストが新設の2倍以上 かかることや、 トラス側の強度検証や下地の取付方法の検証の難しさ 等があげられる。
		○設置により発生する 新たなリスク について	○転落防止板・誘導手すりとも、 設置により新たなすき間が発生する 等のリスクへの配慮が必要。
		○安全対策の 配慮が必要となる高低差 の認識について	○ 2～3層以上の吹き抜けに面したエスカレーター であれば、安全対策への配慮を行っているという事例が多い。 ○各事業者とも意見は様々で、 高低差よりも建物用途に応じた配慮を行うべき という意見もあった。
		○その他の 安全対策に関する認識 について	○建物用途や時間帯によって、 人が滞留する乗降口等 があらかじめ危険が予見でき、特に安全対策が必要であるとの意見が多い。 ○その他、 運転方向を規定 （吹き抜け側は上りとする等）することについては、 建物混雑時の動線処理 （すべてのエスカレーターを下りとする等の運用法） を行うことの妨げ になる場合があり、必ずしも有効でない。
	【論点2-(2)】 エスカレーターの安全な利用方法について、いかに周知を図るべきか。	○ 安全な利用方法の周知 について	○安全な利用法の周知については、各事業者とも建物内部における 音声案内やサイン表示等の工夫 、またそれ以外では、 子どもを対象とした講習会を開催 する等、積極的な取り組みを行っている。
○ 建物側の配慮と利用者マナーで確保すべき部分の線引き について		○ 事業者側は法令遵守や業界基準等の安全対策までは配慮するが、あくまで利用者が通常の使用状態を遵守していることが前提 であるという意見が多数であった。	